

広島県工賃向上に向けた取組

第2期

(平成27年度～平成29年度)

平成27年8月

広島県 健康福祉局 障害者支援課

目 次

1	取組策定の趣旨等	1
	(1) 取組策定の趣旨	
	(2) 取組の位置付け	
2	取組の対象期間	2
3	対象事業所	2
4	「広島県工賃向上に向けた取組（平成24年7月）」に基づく取組と課題	3
	(1) 障害者経済的自立支援事業等の実施	
	(2) 共同受注窓口の体制整備	
	(3) 優先的発注制度の拡充	
	(4) 包括連携協定締結企業等との取組	
	(5) 現行の工賃水準	
	(6) 課題	
5	平成27年度～平成29年度の目標工賃	8
	(1) 目指すべき姿	
	(2) 目標工賃	
	(3) 目標工賃の設定	
	(4) 目標工賃の達成状況の把握・公表の方法	
6	目標達成のために取り組む方策	10
	(1) 販路拡大	
	(2) 体制整備	
	(3) 普及啓発	
7	市町の取組	15
	(1) 発注の拡大	
	(2) 企業への発注促進	
	(3) 住民への理解促進	
	(4) 市町の取組内容	
8	事業所の取組	19
	(1) PDCAサイクルの確立	
	(2) 管理者の意識向上とマネジメント	
	(3) 利用者の意識向上	
	(4) 利用者の支援	
	(5) 製品力の強化	
	(6) 販売力の強化	
	(7) 受注体制の充実	
	(8) 成功事例等の活用	
	(9) 就労継続支援B型サービスの活用	
9	推進体制	25
10	関係資料	26
	・ 広島県事業所工賃向上計画様式	
	・ 平成25年度平均工賃の状況	
	・ 県内の就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組に関する調査結果	
	・ 広島県障害者自立支援協議会	
	・ 「広島県工賃向上に向けた取組」策定に係る検討組織	

1 取組策定の趣旨等

(1) 取組策定の趣旨

本県では障害のある方の就労支援に積極的に取り組む中、平成20年度に「広島県工賃ステップアップ計画」(平成20年度～平成23年度)を策定し、県内の就労継続支援事業所や旧体系の授産施設で働く方の工賃の向上を目指すための方針を示しました。

さらに、障害者が自立して地域で生活するためには、年金収入のほか、工賃収入が重要な位置を占めることから、現状や課題を踏まえ、平成24年度に「広島県工賃向上に向けた取組」(平成24年度～平成26年度)を策定し、工賃向上に取り組んでまいりました。

平成26年度末で「広島県工賃向上に向けた取組」が終了しましたが、平成26年度平均工賃(月額)は、15,644円で障害者が自立して地域で生活するためには、障害基礎年金等の収入を合わせても十分ではありません。

工賃実績は増加傾向にありますが、さらなる引上げを行うため、新たに「広島県工賃向上に向けた取組(第2期)」を策定し、県、市町、企業、障害者施設及び関係団体が一体となって障害者の工賃向上を目指すこととします。

国においても、引き続き、工賃向上に向けた取組を推進することとし、平成27年3月に「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針を出したところであり、広島県としても、この指針の内容に沿って、本取組を策定し、今後とも障害のある方の経済的な自立の実現に向けて取り組んでまいります。

(2) 取組の位置付け

平成27年度から、本県では、第4期広島県障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)の実施期間に入ります。

この障害福祉計画は、障害者が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標とするために策定したもので、就労継続支援B型事業所における工賃についても、障害者の経済的自立が可能となる収入確保を目指す取組を進めることとし、今後の取り組む施策の方向性を提示しています。

今回の「広島県工賃向上に向けた取組(第2期)」は、この障害福祉計画で提示した内容を、より具体的で確実なものとするために、平成27年度から平成29年度までの各年度の目標工賃とその目標達成のために取り組む具体的な方策を示すもので、「広島県工賃ステップアップ計画」及び「広島県工賃向上に向けた取組」に続くものとして位置付けます。

2 取組の対象期間

平成 27 年度～平成 29 年度

3 対象事業所

原則として、就労継続支援 B 型事業所が対象事業所となり、対象事業所においては特別な事情がない限り工賃向上計画（26 頁参照）を作成することとします。

なお、就労継続支援 A 型事業所等で、工賃の引上げに積極的に取り組む事業所も作成可能としています。

就労継続支援 A 型

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者。

就労継続支援 B 型

(1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。

4 「広島県工賃向上に向けた取組（平成24年7月）」に基づく取組と課題

(1) 障害者経済的自立支援事業等の実施

次の事業を公益社団法人広島県就労振興センターに委託して実施しました。

事業名	実施年度	参加事業所数	取組内容
経営感覚獲得事業	平成24年度 平成25年度	12事業所 30事業所	・事業所運営者等に対する管理会計及びマーケティング手法などの講義の実施
経営手法導入支援事業	平成24年度	8事業所	・経営コンサルタントの事業所への派遣
専門家指導による技術・販売力向上事業	平成24年度 平成25年度 平成26年度	19事業所 17事業所 11事業所	・ひろしまS-1サミットの開催（一次選考において、審査員から品質向上に向けたアドバイスを受ける。）
事業所職員スキルアップ事業	平成25年度 平成26年度	40事業所 47事業所	・事業所職員に対する製品企画、店舗運営の講義及び実地研修の実施

次の研修を公益社団法人広島県就労振興センターが主催して開催しました。

研修名	実施年度	参加事業所数	研修内容
工賃向上計画策定研修	平成24年度 平成25年度 平成26年度	28事業所 26事業所 30事業所	・工賃向上計画の策定ポイント ・各事業の戦略方向性・戦略シナリオの設定
共同受注窓口研修	平成24年度	23事業所	・マーケティング手法、製品開発のアドバイス
プレゼンテーション研修	平成25年度	19事業所	・プレゼンテーション能力
ショップ運営事業所研修	平成26年度	12事業所	・ショップ運営の現状と課題

(2) 共同受注窓口の体制整備

公益社団法人広島県就労振興センターに共同受注窓口を平成 24 年 9 月に設置しました。県から次の業務を委託するとともに、平成 26 年度は、緊急雇用対策基金を活用して職員 2 名を配置し、包括連携協定締結企業等での販売、セルフフェアの開催及び合同商談会への参加等を実施しました。

【業務委託内容】

業務区分	内 容
事業所情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等が提供可能な製品やサービス情報の収集，取りまとめ ・ホームページや SNS 等のデジタルツールを活用した情報提供，広報活動
販路開拓支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対する製品力，営業能力の向上，共同製品化の企画，広報ツールの充実等の支援 ・企業，官公庁等への訪問による販路の開拓，受注確保，マッチング
共同受注窓口体制の機能強化と事業所相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等に対して製品企画提案や営業活動等について指導・助言が行えるよう，現場研修等を通じた，企画力，営業等のスキルの獲得・向上 ・他県好事例等の調査研究等，共同受注窓口体制の機能強化方策の検討

(3) 優先的発注制度の拡充

障害者優先調達推進法に基づき，平成 25 年 12 月に障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針（県調達方針）を策定するとともに，優先的発注対象物品について，平成 26 年度から拡充を行いました。

障害者就労施設等

障害者総合支援法に基づく事業所に加え，障害者支援施設，特例子会社，重度障害者多数雇用事業所，在宅就業障害者及び在宅就業支援団体を含む。

区 分	優 先 的 発 注 対 象
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷物（予定価格の制限なし） 報償品並びに印刷物のうち名刺，封筒及び一枚もののチラシ・パンフレット等
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷物（予定価格の制限なし） 名刺，封筒，一枚もののチラシ・パンフレット等及び冊子（黒色単色かつ完全原稿で校正なしのもの）に限定 ・印刷物以外の物品（予定価格 160 万円以内）

(4) 包括連携協定締結企業等との取組

公益社団法人広島県就労振興センター等において、次の取組が実施されました。

企業等名	取組概要	店舗名等	開始時期	実施主体
イオン(株)	事業所製品の販売フェア	イオンモール広島府中(平成26年度のみイオン広島府中店)	平成24年度から毎年度実施(年1回)	①
	店舗での事業所製品の常設販売	イオン広島府中店	平成26年10月	①
(株)セブン・イレブン・ジャパン	店舗での事業所製品の常設販売	シャレオ店	平成21年10月	①
西日本高速道路(株)	サービスエリア内での緑化作業等の事業所への委託	安佐サービスエリア(上り・下り)	平成23年10月	②
	地域イベント(製品販売)	福山サービスエリア(上り)	平成26年11月(1回のみ)	③
(株)福屋	店舗での事業所製品の常設販売	広島空港店	平成25年1月	①
(株)ローソン	店舗での事業所製品の常設販売	広島紙屋町一丁目店 広島紙屋町二丁目店 広島並木通り店 広島寺町店	平成24年7月	①
(株)ポプラ	店舗での事業所製品の常設販売	本通駅前店 八丁堀店 クリスタルプラザ店	平成25年8月	①

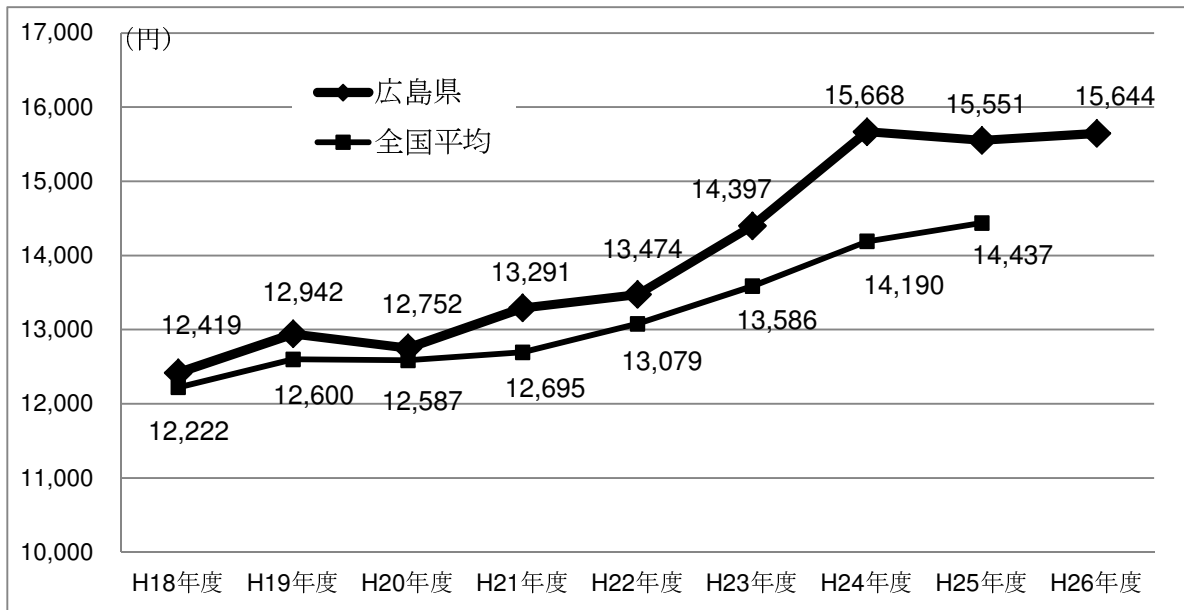
- ※実施主体 ①公益社団法人広島県就労振興センター
 ②特定非営利活動法人つくし工房可部
 ③一般社団法人トータルライフサポートふくやま

(5) 現行の工賃水準

ア 平均工賃(月額)の推移

(単位:円)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
広島県(A)	12,419	12,942	12,752	13,291	13,474	14,397	15,668	15,551	15,644
全国平均(B)	12,222	12,600	12,587	12,695	13,079	13,586	14,190	14,437	—
A-B	197	342	165	596	395	811	1,478	1,114	—



【参考】 広島県における一般労働者（男性）の1時間あたり平均所定内給与額
及び最低賃金の推移 (単位：円)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
平均所定内給与額	1,812	1,844	1,920	1,801	1,844	1,835	1,866	1,855	1,863
最低賃金	654	669	683	692	704	710	719	733	750

資料：賃金構造基本統計調査（平均所定内給与額）、広島労働局HP（最低賃金）

《経年比較》

広島県の平成26年度の平均工賃（月額）は、15,644円で、工賃向上取り組み以前の平成18年度の12,419円と比較して3,225円（26.0%）増加しています。

《全国比較》

広島県の平均工賃（月額）は、常に全国平均を上回って推移しています。

《平成25年度に広島県の平均工賃（月額）が平成24年度より減少した要因》

平成24年度及び平成25年度に開設した事業所が73事業所と多く、これら事業所の平成25年度の平均工賃（月額）が14,272円であったため、平均額を押し下げています。

（参考）平成25年度開設（22事業所（実績あり））12,657円

平成24年度開設（51事業所）14,481円

平成23年度以前に開設（移行）（124事業所）16,013円

《平均所定内給与額及び最低賃金との比較》

平成18年度から平成26年度の伸び率をみると、平均工賃（月額）は、26.0%増加しているのに対して、平均所定内給与額は2.8%、最低賃金は14.7%しか増加していません。

イ 開設（移行）年度別平均工賃（月額）（平成 25 年度と平成 26 年度の比較）

開設（移行） 年度	事業所数 (平成 27 年 4 月現在)	平成 25 年度 平均工賃 (A)	平成 26 年度 平均工賃 (B)	B - A
平成 18 年度	5 箇所	14,875 円	15,316 円	441 円
平成 19 年度	29 箇所	13,206 円	13,394 円	188 円
平成 20 年度	21 箇所	17,956 円	18,534 円	578 円
平成 21 年度	20 箇所	18,683 円	19,712 円	1,029 円
平成 22 年度	20 箇所	15,966 円	17,201 円	1,235 円
平成 23 年度	28 箇所	15,904 円	16,482 円	578 円
平成 24 年度	49 箇所	14,481 円	14,728 円	247 円
平成 25 年度	26 箇所	12,657 円	14,932 円	2,275 円
平成 26 年度	36 箇所	—	9,811 円	—
計	234 箇所	15,551 円	15,644 円	93 円

ウ 県目標工賃との比較

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月 額	目標工賃(A)	16,000 円以上	17,300 円以上	18,700 円以上
	実績(B)	15,668 円	15,551 円	15,644 円
	B-A	▲332 円	▲1,749 円	▲3,056 円
時間額	目標工賃(C)	200 円以上	220 円以上	240 円以上
	実績(D)	190 円	188 円	197 円
	D-C	▲10 円	▲32 円	▲43 円

(6) 課題

- ア 障害者経済的自立支援事業の予算額が逡減（平成 24 年度 9,252 千円→平成 27 年度 5,162 千円）しており、財政状況を踏まえ、今後も大幅な増額は困難な状況にあるため、工賃向上に繋がり、事業所が必要とする効果的な事業を実施する必要があります。
- イ 事業所単独による販売先を拡大するには限界があるため、県及び共同受注窓口が、包括連携協定締結企業等における常設販売場所の開拓等を行う必要があります。
- ウ 事業所製品及び受注可能な役務業務を企業や県民にもっと知ってもらうために、積極的に普及啓発を行う必要があります。
- エ 平成 25 年度の平均工賃（月額）実績が、平成 24 年度を下回っています。その主な要因は、平成 24 年度及び平成 25 年度に開設した事業所の工賃実績が低かったためです。また、平成 26 年度の平均工賃（月額）実績では、平成 26 年度に開設した事業所の工賃実績が最も低くなっています。このため、新規に開設する事業所に対し、工賃向上に向けた支援を効果的に行う必要があります。
- オ 事業者が作成する工賃向上計画は、実効性の高い計画として機能するよう、P D C A サイクルを確立するとともに、利用者の意識の向上を図る必要があります。

5 平成 27 年度～平成 29 年度の目標工賃

本計画において、目標工賃は月額により算出する方法を基本とします。

ただし、事業所においてその利用形態により時間額により算出した工賃を目標とすることが好ましい場合には、時間額により算出することとします。

(1) 目指すべき姿

障害のある方が、地域で自立して安心して暮らせるためには、生活に必要な経費を、年金などの社会保障給付と、活動で得る工賃収入で賄うことができるようになることが重要です。これを、広島県として、目標工賃を設定する考え方の前提とします。

(2) 目標工賃

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
月 額	16,500 円	17,000 円	17,500 円
時間額	210 円	220 円	230 円

(3) 目標工賃の設定

一人暮らしの障害者が1か月に必要とする生活経費について、生活保護を踏まえ約10万円と試算した場合、年金（障害基礎年金2級受給額：約65,000円を想定）などの社会保障給付との差額約35,000円を自らの就労による工賃で補う必要があります。

しかし、平成26年度平均工賃（月額）実績は、15,644円であり、「広島県工賃向上に向けた取組」（平成24年度～平成26年度）での期間中における平均工賃（月額）の伸び率は、2.9%の増加に留まっています。

これらの状況を踏まえ、次のとおり目標工賃を設定します。

ア 平均工賃（月額）の設定

平成18年度から平成26年度では、年平均3.3%の伸び率であることから、平成27年度以降の目標工賃は、引き続き年3.3%以上の増加を目指し、各事業所が提出した平均目標工賃を踏まえ、平成27年度の目標値を16,500円、平成28年度を17,000円、平成29年度を17,500円とします。

イ 平均工賃（時間額）の設定

平成24年度から平成26年度では、年平均1.8%の伸び率であることから、月額の目標工賃設定と同様、平成27年度以降の目標工賃は、引き続き年1.8%以上の増加を目指し、平成27年度の目標値を210円、平成28年度を220円、平成29年度を230円とします。

【参考1】事業所が提出した平均目標工賃

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
月 額	15,989 円	16,583 円	17,140 円
提出事業所数	218 事業所	204 事業所	204 事業所
時間額	242 円	244 円	257 円
提出事業所数	52 事業所	43 事業所	43 事業所

【参考2】平均工賃の推移と目標

(単位：円)

区 分	実 績						目 標		
	H18 年度		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月 額	12,419	→	14,397	15,668	15,551	15,644	16,500	17,000	17,500
伸び率 (H18 年度比)	100.0%	→	115.9%	126.2%	125.2%	126.0%	132.9%	136.9%	141.0%
時間額	—		—	190	188	197	210	220	230
伸び率 (H24 年度比)	—		—	100.0%	98.9%	103.7%	110.5%	115.8%	121.1%

(4) 目標工賃の達成状況の把握・公表の方法

ア 平成 29 年度までの各年度において、本計画の目標工賃の達成状況の把握を行い、その結果について、県ホームページへの掲載により公表します。

イ 各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、見直し等所要の対策を実施します。

6 目標達成のために取り組む方策

(1) 販路拡大

ア 共同受注窓口と連携した受注拡大 重点・拡充

受注窓口を一本化し、複数事業所が協力して、作業や生産を分担することにより、新たな仕事の受注や大口の受注を可能とするためには、共同受注窓口の機能強化を図る必要があります。

このため、県内に2か所設置している共同受注窓口と連携して、調達方針の策定が義務付けられている官公庁及び地方独立行政法人、また、包括連携協定締結企業等及び「企業の社会貢献活動（CSR）」に取り組む民間企業等に対し、積極的な販路や役務業務の受注拡大に取り組みます。

また、共同受注窓口に合同商談会への積極的な参加を促し、企業と事業所の受発注マッチングの機会の増加に取り組みます。

【県内の共同受注窓口一覧】

団体名	所在地	設立年月	会員事業所数
公益社団法人広島県就労振興センター	広島市	平成24年9月	120事業所
一般社団法人トータルライフサポートふくやま	福山市	平成22年8月	64事業所

イ 障害者優先調達推進法に基づく優先的調達制度の拡充 重点・拡充

事業所が製作した物品発注において、納期が短期間、規格・仕様が特殊、優先発注制度の不知・理解不足などの理由により、障害者就労施設等以外へ発注している実績があり、課題となっています。

このため、事業所が製作した物品を優先的に発注できるよう、県庁内での制度周知の徹底や県調達方針の見直し、調達目標額及び調達実績額の増額に取り組みます。

また、調達実績の状況について公表することにより、県が必要とする物品等の需要と事業所が製作する物品等とのマッチングに繋げていきます。

なお、調達方針が未策定及び調達実績が未公表である市町及び地方独立行政法人に対して、必要な助言を行います。

【広島県における障害者就労施設等からの物品等の調達実績（平成26年度）】

品名等	件数	金額
事務用品書籍，食料品	7件	139,876円
小物雑貨	44件	2,078,883円
印刷	682件	22,296,904円
クリーニング	131件	450,552円
情報処理，その他の役務	29件	24,290,236円
計	893件	49,256,451円

【広島県における随意契約による優先的発注方針（平成 27 年度以降）】

区 分		発 注 内 容
物 品	印刷物	・ 予定価格の制限なし ・ 名刺, 封筒, 一枚もののチラシ・パンフレット等及び冊子（黒色単色かつ完全原稿で校正なしのもの）に限定
	印刷物以外の物品	・ 予定価格 160 万円以内

ウ 包括連携協定締結企業等との連携強化 **重点・拡充**

平成 26 年度までに 6 企業・団体と常設販売等の取組を実施しましたが、引き続き常設販売等に取り組むために、さらなる企業・団体と連携する必要があります。

このため、県と包括連携協定を締結している 12 企業・団体と、店舗での事業所製品の常設販売及びイベント販売、メーカーからの技術支援等の連携強化に取り組みます。

【包括連携協定企業等一覧】

コンビニ ・ (株)セブン-イレブン・ジャパン ・ (株)ファミリーマート ・ (株)ローソン ・ (株)ポプラ	メーカー ・ カゴメ(株) ・ サッポロホールディングス(株), ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株) ・ アヲハタ(株)
スーパー・百貨店 ・ (株)イズミ ・ イオン(株) ・ (株)福屋	大学等 ・ 西日本高速道路(株) ・ 国立大学法人一橋大学

エ 県や関係団体が主催するイベントへの出展 **継続**

平成 26 年度は、「環境の日」ひろしま大会、介護の日フェスタ、ヒューマンフェスタ等に出展していますが、出展可能なイベントは、まだ数多くあると想定されます。

今後も、広島県が主催する各種イベントへ共同受注窓口が参加し、販売機会が確保されるよう、関係各部と連携のうえ、イベントへの出店機会の拡充を図ります。

オ 県庁舎内販売の実施 **継続**

平成 17 年 10 月から実施している県庁舎内販売は、多くの職員が固定客となっており、事業所製品販売に県が協力する重要な機会となっています。

今後も、県庁舎を訪れる県民のみなさんや県職員に広く PR する場として、ふれ愛プラザによる県庁舎での販売を継続して取り組みます。

(2) 体制整備

ア 農業分野における技術指導等 **新規**

近年、農業従事者が減少・高齢化する中で、障害者の就労訓練・雇用の場として事

業所が農作業に取り組むなど、「農と福祉の連携」を図ろうとする動きが活発化しています。

また、平成 25 年度の品目別平均工賃（月額）では、クリーニング、自主製品（弁当等）に次いで、役務（農作業（施設外作業））が高く、また、平成 24 年度と比べて平成 25 年度の品目等別平均工賃（月額）が増加した事業所の割合が高いのは、下請け（資源回収等）に次いで、自主製品（農作業）であり、今後、事業展開をしていくには有効な分野と考えられます。

このことから、農業協同組合及び農業法人から専門家を事業所に派遣して、技術指導及び販路拡大、また、新規に営農を開始する事業所の支援などに取り組みます。

イ ふれ愛プラザのあり方の見直し **新規**

ふれ愛プラザの必要な機能を維持するためには、安定的な経営を行う体制作りが必要です。

このため、ふれ愛プラザの運営の自立を促すため、平成 28 年度からの新たな事業展開について支援を行い、現在地での店舗運営が継続できるよう取り組みます。

ふれ愛プラザ

福祉情報の発信や障害者との交流、就労移行支援の場となる福祉公共スペース

○販売製品 事業所が製作した製品（お菓子、パン、雑貨等）

○場所 広島市中区紙屋町地下街シャレオ南通り

ウ 専門家指導による技術・販売力向上事業の実施 **拡充**

平成 24 年度から開催している事業所が製作する菓子類の品評会「ひろしま S-1 サミット」は、平成 26 年度は、カープファン感謝デーの協賛イベントとして MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島で開催し、絶大な宣伝効果となりました。

このため、「ひろしま S-1 サミット」を継続して実施することとし、出展を通して、事業所製品に対する県民の理解促進を図るとともに、パティシエ等の専門家によるアドバイスにより、商品力や生産意欲の向上を図ります。

また、平成 25 年度から中国地方の他県からも出展事業所があるため、中国地方の各アンテナショップでの巡回販売や、共同イベントの実施など各県との連携を図ります。

エ 事業所職員スキルアップ事業の実施 **継続**

製品企画及び高度な専門的技術の取得等は、工賃向上に直接的に繋がると考えられます。

このため、事業所職員に対して、製品企画・店舗運営の研修を行うとともに、県洋菓子協会等から専門家を事業所に派遣して、高度な専門的技術の習得、販売指導に取り組みます。

オ 経営感覚獲得事業及び経営手法導入支援事業の実施 **再構築**

工賃を向上させるためには、事業所責任者の強力なリーダーシップや、事業所経営状況（会計）分析が必要です。

このため、平成 24 年度及び平成 25 年度に実施した経営感覚獲得事業及び経営手法導入支援事業について、事業所ニーズを調査するとともに、事業効果を検証し、事業の再構築を図ります。

カ 工賃向上計画策定研修及び共同受注窓口研修等の実施 **継続**

公益社団法人広島県就労振興センターが主催する研修は、毎年実施されており、参加事業所数も多く、事業所ニーズに沿った研修が実施されています。

このため、工賃向上や製品の販売促進に向けて、効果的な研修となるよう、引き続き助言等を行います。

(3) 普及啓発

発注促進に向けて、県民及び企業等への啓発普及に引き続き取り組みます。

ア 県民への働きかけの強化 **拡充**

大手スーパーでの常設販売の設置や「ひろしま S-1 サミット」を開催していますが、事業所製品の購買を希望する県民に必要な情報が提供されていません。

このため、県民の購買促進等に向けて、「魅力ある商品づくり」、「好事例発表、展示・即売会」等を通して商品力の備わった事業所製品等について、県ホームページ及び共同受注窓口のホームページ等を通してPRします。

イ 企業への働きかけの強化 **拡充**

共同受注窓口等により企業へ販路開拓が進展していますが、まだ十分ではありません。

このため、企業の発注促進等に向けて、関係部局と連携して合同商談会への積極的な参加や、事業所製品及び受注可能な役務業務を県ホームページへ掲載することにより、事業所と企業の橋渡しとなるよう支援します。

また、事業所製品を優先的に購入する企業に対する表彰制度の創設について検討します。

ウ 事業所への働きかけの強化 **新規**

工賃向上に意欲的に取り組む事業所の事例を紹介することにより、その成功事例から他の事業所が学習し、実践する取組が必要です。

このため、工賃向上に意欲的に取り組む事業所の事例を県ホームページ及び共同受注窓口のホームページ等で紹介し、他の事業所への波及促進に取り組みます。

エ 事業所と企業や消費者を結びつける仕組みの調査・検討 新規

事業所製品及び受注可能な役務業務を企業や消費者にもっと知ってもらう必要があります。

このため、事業所製品及び受注可能な役務業務の情報等が、企業及び消費者へ効果的に提供される方法等について調査を行い、事業所と企業や消費者を結びつける仕組みについて検討します。

オ 「あいサポート運動」との連携 新規

県が取り組んでいる「あいサポート運動」において、あいサポート企業・団体として411団体（平成27年3月末現在）を認定しています。この企業・団体と連携して普及啓発を行うことが有効であると考えられます。

このため、県民及び企業への働きかけの方策を検討し、事業所製品をPRするために、あいサポート商品としての認証制度やロゴマークの設定、活用について検討します。

あいサポート運動

様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮の仕方を理解し、日常生活で障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい共生社会を県民のみなさんと一緒につくっていく運動。

7 市町の取組

市町は、事業所を利用する障害者の地域生活を支える視点に立ち、次のような取組を強化し、事業所の工賃アップに向けた取組を積極的に支援することが求められます。

(1) 発注の拡大

- ア 障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定，調達目標額（実績額）の増額
- イ 発注拡大を図るために調達担当課等との庁内連携体制の整備
- ウ 市町庁舎での常設・定期販売の実施

(2) 企業への発注促進

- ア 広報誌やホームページ等を活用した企業への事業所製品の周知
- イ 企業等への協力依頼
- ウ 企業と事業所が連携できる仕組み作り

(3) 住民への理解促進

- ア 広報誌やホームページ等を活用した住民への事業所製品の周知
- イ 庁舎を訪れる住民へ事業所製品のPR
- ウ 住民向け記念品・啓発用品等への事業所製品の活用
- エ 市町や関係団体が主催するイベントや、公共施設等への出展の呼びかけ

(4) 市町の取組内容

市町名	民間企業等からの発注促進の取組	行政からの発注促進の取組	その他の取組
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援施設等における仕事の受注拡大や製品の販路開拓・新商品の開発等を図るための事業を委託により実施する。 ・障害者就労支援施設等に積極的に業務発注を行う民間企業等を認定・顕彰する制度の創設を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の調達実績に基づき、本年度の調達目標を設定し、幹部会議等において、庁内に調達推進を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回、年間を通じて市役所本庁舎内等で事業所の自主製品の販売を実施する。
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で障害者による生産活動等を行う障害福祉サービス事業所等を対象に、そこで製造する商品の開発・改善を促進するため、専門家による助言等の支援を行うほか、販売網を持つ事業者との提携やインターネットでの共同販売システムの構築など販路の拡大を図るための事業を委託により実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所が受注可能な商品や役務の情報について、庁内での周知を図る。 ・単独の受注が難しい業務について、複数の事業所が協力して受注できるよう、共同受注の体制の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会において、工賃向上のための情報交換や研修などを行う。 ・障害福祉サービス事業所の製品を共同販売する場合に、公共施設のスペースを提供する。

竹原市	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やSNSなどの媒体を活用して事業所の取組を紹介し、発注の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が取り扱う物品及び役務の一覧を作成し、庁内ネットワークへ掲示して周知を図る。 ・優先調達に係る庁内の提案をとりまとめ、障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループ（就労支援事業所で構成）に情報提供し、新たな発注の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会の就労支援ワーキンググループで定期的に会議を開催し、販路拡大、商品開発、イベント参加等の充実を図る。
三原市		<ul style="list-style-type: none"> ・庁内会議を開催し、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を定め、官公需の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会（就労支援専門部会）において、中小企業家同友会との連携についての協議や、他市町の取組等参考にするため、事業所等関係者を招いて意見交換の場を設けている。
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所からの調達可能な物品・役務の一覧を作成し、市ホームページにおいてPRを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内掲示板において、優先調達に関する周知を行い調達の促進を促す。 ・財務課用度担当に優先調達事業所を紹介し可能な限りの物品調達を依頼している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内ロビーにおいて、昼休憩時間帯を食品（弁当、パン・クッキー、野菜等）、物品（廃油石鹸・アクセサリ）の販売スペースとして提供している。
福山市	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等からの問い合わせに対し、共同受注窓口の活用により受注機会の拡大が図られていること等の情報提供を積極的に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課に提供できる物品及び役務の情報を提供し、発注の促進を図っている。 ・関係課を招集しての障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に係る会議を開催し、取組の周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用許可により「ふれあい喫茶」の営業及び物品を販売する場所を提供している。
府中市	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに市内の障害者就労支援事業者の販売製品・受注業務を掲載する。 ・障害者就労支援事業者等の代表者で構成された自立支援協議会就労支援部会で、一般企業から求められる障害者就労についての協議・研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援事業者への業務発注について、年度当初及び次年度予算作成時に市内部へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会就労支援部会で、それぞれの障害者就労支援事業者間が協力した製品づくり検討する。 ・市庁舎内に、定期的に障害者就労支援事業所製品（パン）の販売スペースを提供する。
三次市	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援協議会ネットワーク連絡会議就労支援部会を定期的に開催し、共同受注窓口の設置等を協議するとともに、事業所間の情報交換を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所各部署からの調達予定を調査し、三次市障害者優先調達方針策定会議において、調達目標を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の新築を機に、スペースを活用し毎週水曜日には障害者就労支援事業所による、パン、弁当、スイーツの販売を実施。（実施主体：障害者支援協議会ネットワーク連絡会議就労支援部会） ・市役所内の売店で、障害

			者就労支援事業所製品の販売（クッキー、野草茶）
庄原市		・事業所への発注について、庁内への周知文書を発出し、発注促進を促す。	・庁舎等を活用した事業所製品の販売スペースの提供。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 ・庁舎ホールでのパン、菓子、惣菜等の定期販売を認めている。〕 ・市のイベントでの販売依頼。〕
大竹市	・民間企業等からの発注促進のため、市内及び近隣市町の事業所等と商工会議所が情報交換できる仕組みづくりの支援を行う。	・市内や近隣市町の事業所等に関して、発注可能な物品・役務の情報を収集し、庁内で周知し、発注促進を図る。また、特定随意契約制度の活用にも努める。	・庁舎内で昼休憩時にパン、クッキー、ジャム等の食品及び雑貨類の販売を許可している。
東広島市	・東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）に配属されている就労支援コーディネーターが企業訪問を行う時に、障害者優先調達推進法に関して情報提供を行うように努める。	・平成 25 年度から東広島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度定め、契約事務説明会で障害者就労施設等からの物品等を調達するように周知しており、今後も継続して取り組む。	・平成 25 年 1 月から東広島市役所 1 階に専用店舗（あおぞらカフェ）を設置し、4 法人が共同で運営している。
廿日市市	・商工会議所を通じたチラシの封入作業等を、「はつかいち福祉ねっと」の福祉就労ワーキングで受注できるように働きかける。	・各課に市内障害者福祉事業所の商品紹介を行い、物品購入や役務の委託について依頼する。	・本市及び「はつかいち福祉ねっと」のホームページに取扱品の掲載を実施。 ・市役所ロビーでの販売（ジャム・パン）。 ・市役所内のロビーでの事業所の紹介と商品の展示等を実施。
安芸高田市	・管内事業所と、取扱い製品・サービスのリストを作成し、企業等に配布し受注につなげる等販路拡大への支援の方法を検討する。	・幹部会議等へ官公需への取り組みの周知徹底について提案する。 ・庁内に周知文書を発出し、事業所への発注促進を図る。	・自立支援協議会等での工賃向上の具体的な方策の検討。 ・庁舎内販売に向けた取り組み。 ・市主催のイベント等への積極的な参加の呼び掛け。
江田島市		・幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。	・庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供。
府中町	・広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。	・予算編成方針の留意事項として全庁に示し、予算編成方針説明会で周知を図る。 ・各課に周知文書を発出し、障害者就労施設等への物品及び役務の発注促進を図る。	・各事業所と協議し、工賃向上の具体的な方策を検討する。 ・経営力等の強化を図るため、町職員を法人に派遣（出向）する。 ・庁舎内に障害者施設製品紹介スペースを設けることを検討する。

海田町		・町内でのイベントへの出店。	
熊野町	・町内筆関係事業所からの発注を促進するよう支援する。	・障害者優先調達推進法に基づく優先的調達制度の活用について、庁内へ周知文書を発出し官公需の促進を図る。	・庁舎等を活用した事業所製品スペースの提供。 ・町主催のイベント等への積極的な参加呼びかけをする。
坂町	・町広報誌、ホームページに事業所への発注を促進する記事を掲載する。	・庁内メールや文書により、調達方針に基づく発注・契約の促進を図る。	・職員に対してのケーキ等授産製品の注文依頼。
安芸太田町	・地域自立支援協議会を活用し、商工会等を通して事業所への発注などの周知を行う。	・障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定を行うと共に庁内への周知、関係事業所への発注促進を行う。	・町が主催する各種イベントへの積極的な出店参加の呼びかけを行う。
北広島町	・広報等に発注促進に関する内容を掲載する。	・管理職等の会議において、庁内へ周知等実施する。	・町内事業所の受注可能な業務が少ないため、製品開発等についての強化が必要。
大崎上島町	・町広報等での事業紹介、町主催イベントへの参加促進。	・調達方針に基づき各部署に取り組みを求める。	・庁舎内での定期販売スペース提供。
世羅町	・自立支援協議会において優先調達について説明。 ・商工会に事業所を紹介し、管内の商店等に事業所製品の納品・販売依頼。	・広報の封入れ作業等の受注。 ・町管理の庁舎・公園・施設等の清掃業務の発注。 ・庁舎内でのパンの販売、公立保育所からのパンの発注。 ・課長会議において優先調達推進について説明し、事業所への発注促進を図る。 ・町主催のイベント等への積極的な参加の呼び掛け。 ・ふるさと納税への記念品の出品依頼。	・町内イベント等への積極的な参加呼びかけを行う。
神石高原町	・地元商工会議所に事業所を紹介し、管内の商店に事業所製品の納品・販売を依頼する。	・庁舎内での物品販売・注文書回覧の許可を行っている。 ・送迎車両、製造機器等購入時の一部助成を行っている。 ・役務（施設等の清掃業務等）契約の推進を行う。 ・幹部会議において、官公需への取り組みの周知徹底を行う。	・町内イベント等への積極的な参加呼びかけを行う。

8 事業所の取組

工賃向上計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年とし、現状分析を踏まえた取組方針と、具体的な方策、各年次の目標工賃を定めるものとします。

この計画を着実に進めるに当たっては、事業所の経営理念や運営方針とリンクした計画となるよう、課題や目標を関係者が共有し、それぞれが自らの役割や責任を自覚し、管理者・職員・利用者及び家族が一体となって工賃アップに取り組むことが重要です。

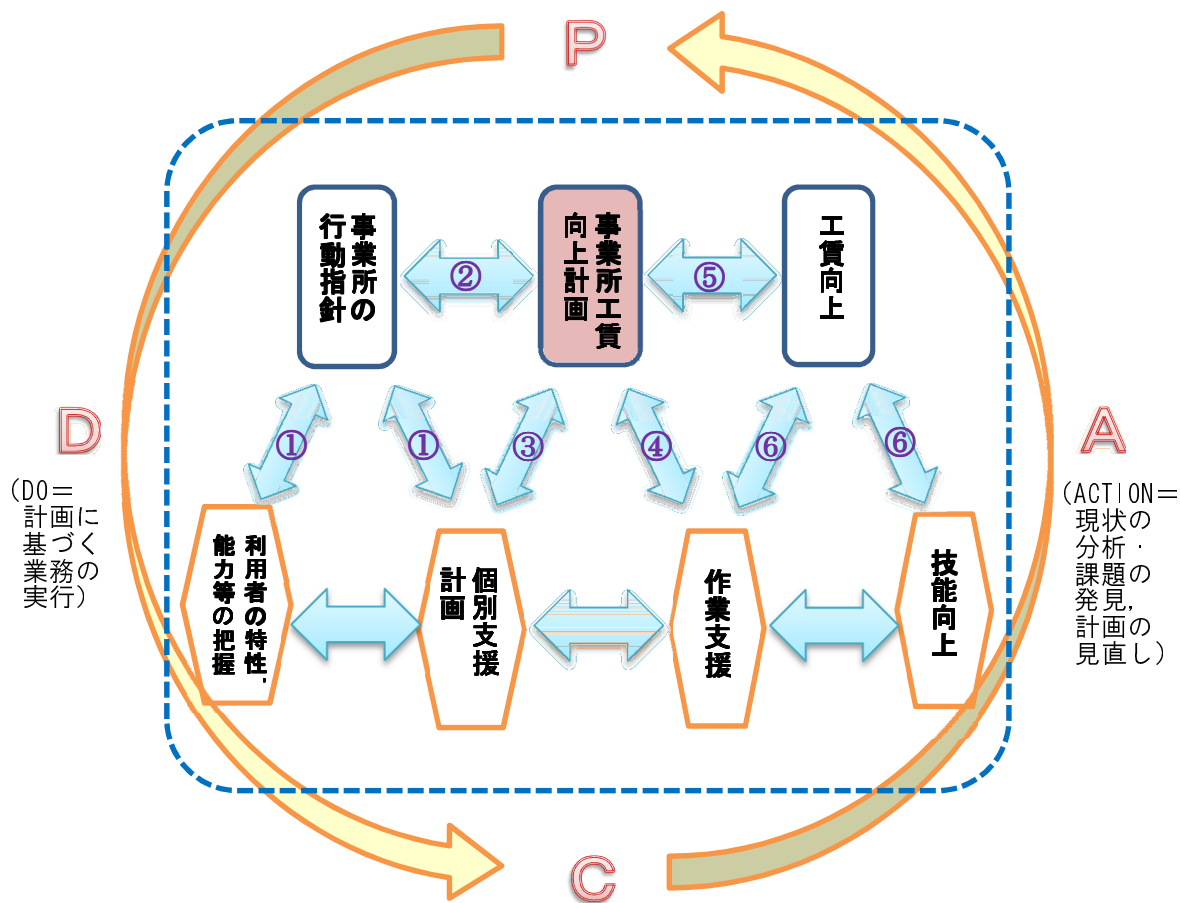
(1) PDCAサイクルの確立

実効性の高い計画として機能するよう、PDCAサイクルを意識し、取組の成果や環境の変化等に応じて、適宜内容を見直す必要があります。特に、C（評価・分析）について、現状の成果を把握し、毎日の成果を確認、週／月ごとに比較することが必要であり、A（見直し）について、C（評価・分析）で明らかになった課題から「どうすれば工賃が向上するか」具体的に検討する必要があります。

とりわけ、事業所開設当初は、PDCAサイクルを意識し、今日、今週、今月と評価・分析して見直しを行う体制を確立し、的確な現状把握と目的管理を行うことが必要です。

また、毎月の目標との差異を把握し、素早い改善を行い、失敗のリスクを少なくする必要もあります。

(PLAN=目標工賃の設定及び具体的方策の作成)



(CHECK=目標工賃の達成状況の点検, 計画に基づく状況の評価)

番号	実現のための方法論
①	利用者の特性や能力及び個別支援計画をベースにした、事業所の行動指針，経営理念の合意形成。トップの決断力，ぶれない意思表示が必要。
②	事業所の行動指針を定め，所内で意思共有を行うことにより，単に売上高，工賃額だけがクローズアップされるような計画ではなく，工賃向上に向けた課題や取り組みの方向性等を定めるといふプロセスを踏んだ計画を策定する。
③	個々の利用者のニーズ，能力，やる気を尊重し，個別支援計画とリンクした工賃向上計画により，職員だけや，出来る利用者だけが作業に当たるといふ事態の発生を防ぐ。
④	自らの事業所が選択・実施できる作業種目と量の把握と，それが利用者のニーズや特性に合っているかを相互に確認しながら計画に取り組む。
⑤	工賃向上計画における目標や取組方策を事業所全体で確認し，計画を実現するための意識共有，振り返り，見直しを行う。PDCAサイクルの推進。
⑥	作業を通じた利用者の成長と工賃向上が分断されたものにならないよう，支援に関わる職員の動機づけや研修等によるスキル習得に努める。

(2) 管理者の意識向上とマネジメント

工賃向上は，利用者の支援とともに進めていくことが必要です。そのためには，管理者が，その先頭に立って舵をとらなければ前進できません。

利用者の思いを一番理解できる立場は現場であり，管理者のマネジメントにより，現場がしっかり声を上げること，そしてそれを吸い上げられる，現場と管理者との信頼関係を構築できる組織づくりが大切です。

(3) 利用者の意識向上

事業所の利用者に対して，どうすればその人の工賃が増加し，どうなれば事業所の工賃単価が増加するかを明確に伝えるなど，利用者のモチベーションを高める取組が必要です。

例えば，利用者個人の付加価値を上げるために，1時間当たりの作業量を増やしたり，より価値の高い，難易度の高い作業能力や技能を身につけることができるよう，支援員による適切な指導が必要です。また，労働に対する対価として，工賃規程の見直し（皆勤手当や能力給の支給）を行うことで，働く意欲を向上させることも必要です。

特に，一般就労を目指している利用者は，労働の付加価値が賃金に繋がることを十分理解する必要があります。

(4) 利用者の支援

利用者が安心して働くための支援が必要です。

- ア 高齢化する利用者の支援
- イ 発達障害者，自閉傾向の強い新規利用者に対する支援

ウ 利用日数の少ない利用者への生活支援

(5) 製品力の強化

製品の購入促進のために、魅力ある製品を開発し、製品の良さをPRする必要があります。

- ア 広島県産品や地元食材の使用
- イ メディアを利用した製品のPR
- ウ 安全・安心な商品づくり
- エ 手づくり，ハンドメイドの良さのPR
- オ 農林水産業における6次産業化
- カ 工賃単価の低い作業から高い作業へのシフト

(6) 販売力の強化

販売方法や販路拡大等による販売力の強化が必要です。

- ア インターネット販売等，多様な販売網の構築
- イ 積極的な販路拡大及び地域イベントへの積極的な出展
- ウ 地元のスーパー，店舗等での売り場確保

(7) 受注体制の充実

受注体制を充実することが重要です。

- ア 受注能力の精査及び作業工程の見直しによる受注の拡大
- イ 共同受注窓口との連携による大量受注への対応

(8) 成功事例等の活用

工賃実績の高い事業所や工賃実績が伸びている事業所の事例を情報収集し，活用することが重要です。

なお，広島県が調査した「工賃向上の成功事例及び他の事業所への参考，モデルとなる事例（平成27年1月調査）」は，次のとおりです。

※平成27年1月調査結果については，43頁参照。

【利用者の意識向上】

○下請け作業から自主事業への転換，工賃規程の見直し（手当の創設など）により利用者の働く意欲が向上した。

○“売上＝工賃”という意識を職員・利用者で共有するような声かけをした。

○利用者が意識を高め，作業の流れを改善することにより，企業の信頼を得て，効率を高め受注量が多くなり工賃アップにつながった。

○工賃規程内の作業評価見直しを行い，個々の作業努力に応じて工賃を支払うこととした。これにより利用者の作業に対する取組の意識が高まった。

○利用者懇談会において毎月の売上・収支を説明するなど利用者意識向上に努めた。

○努力をしてもそれを評価する職員の意識で、100点満点の評価のうち、1～9点の評価の上下は同一とし毎年工賃が上がるシステムに、また、-10点以上の方は本人の同意を得て減給し、+10点以上の方は特別昇給するシステムに工賃規程を見直した。

○利用者各自の評価を項目別に数値化し、具体的な数値目標を立てることで達成率を算出し、それに応じた報酬を支払うことで本人の意識が高まった。

○働くという意識を培う機会の少ない知的障害者の利用者に自己の工賃で実施できる行事企画について立案し、メリハリをつけた作業を実施できる機会を設けた。また、中度障害の利用者でも業務に従事できる企業の委託事業を安定的に取り入れた。

【利用者の支援】

○年間行事中のレクレーションなどに積極的に参加するよう呼びかけるとともに、魅力ある行事の実施を心がけ、「休まない」を目指し、出来るだけ作業にも参加する意欲を高めるよう努力した。また、賞与の配分にも十分留意し、年間支給額の増加を図った。

○これまでは作品を作っても販売する意思のなかった人たちなどに声かけを行い、販売することの楽しさを伝えたことで店頭で並べる商品が多くなった。また、個人の能力に応じたロジスティック等を紹介することで、新たに工賃に結びつく利用者が増加した。

【製品力の強化】

○自主製品である「さをり織り」雑貨の商品力を高めるため、オリジナルのタグを付けることでデザイン面とブランド効果を向上させた。その上で商品のターゲットに合わせてカフェや美容室等に販路を広げた。

○企業との緻密な連携と情報共有。企業との連絡を密にし、市場の動向と新規商品の情報等を早期に聞き取った。

○クリーニングタオルを随時届けるなど、美容院への真摯な対応を続け、口コミで取引先美容院が当初の5店舗から13店舗に増加した。

○農業を栽培から販売（スーパーでの地産地消販売、直売など）まで行うことにより、様々な地域の方たちと利用者に関わる機会が増加した。

○フェイスブックの活用により活動を広く広報した。また、地元新聞社への掲載、地元ラジオ番組への広告等身近に知ってもらえる活動を行った。

【販売力の強化】

- 道の駅を利用した販路拡大（障害者自立支援協議会でイメージキャラクターをつくり、障害者理解の手段とし、また、キャラクターグッズを作成し、道の駅で販売を行った。）。
- 弁当配食作業を始め、販路の拡大を毎年努力したことにより利益が伸びた。お弁当を日替わりとし、手作りを基本に利用者が作れることを目標とした。また、メニュー作り、フェイスブック、コメント作成を利用者の力で行えるよう工夫した。
- 法人全体の商品管理と販路拡大の営業業務を行う部署を新設した。そのことにより、今まで各事業所で行っていた配達・販売所からの発注受付や、在庫管理、商品のディスプレイなどを専門で行うことにより、商品管理が徹底し、売上向上につながった。
- 弁当販売では、関係機関（地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健センターなど）との連携で、販売先の開拓をした。パン屋については、地元紙の掲載や地元商工会の企画（スタンプラリー）に参加することにより、集客につなげることができた。
- 地域に根ざした、販売、宣伝を集中した。地元の小学校、中学校、幼稚園等に納品することができた。
- レストランについて、イベントの開催を増やし、チラシ等での宣伝を行い来客数がアップし、結果的に収益が向上した。また、菓子製造について、季節に合わせた製品開発、製造した。さらに、チラシ等での宣伝を行い売上がアップした。
- 飲食施設について、地元の情報誌や「ランチパスポート」にお店の情報を掲載してもらうことにより注目度が上がり、効果的な宣伝を行うことができた。
- 自主製品の効果的PRのため、宣伝用キャラクターを考案し、パッケージ等に活用し、販売促進を図った（キャラクター原案は利用者考案、地域住民との共同でネーミング）。

【受注体制の充実】

- 新規引合案件に対して、リスクの洗い出しと可能な限りのリスク回避・分散を行ったうえで、受注要件を徹底的に検討し、受注を必達するというマネジメントスタイルを徹底した。
- 市内企業の社会貢献の一環として、新規に委託加工を受注、また、その委託加工の際に仲介した関係企業とも新たに作業依頼を受け、市内各就労継続支援B型事業所と共同での作業を実施した。
- 取引先からの受注量を確実にこなさなければならないが、利用者は体調によって出勤できないこともあるため、地域住民に応援要員として手伝ってもらう体制を構築した。

(9) 就労継続支援B型サービスの活用

就労継続支援B型サービスにおける特例加算を活用し、インセンティブが機能する事業所運営を行う必要があります。

《特例加算》

○ 就労移行支援体制加算（13 単位／日）

一般就労又は就労継続支援A型への移行後、6 か月継続して就労している者が、前年度において定員の5%を超える場合

○ 目標工賃達成加算（Ⅰ）（69 単位／日）

次の①～④のいずれにも該当する場合

- ① 前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること
- ② 前年度の工賃実績が、広島県最低賃金の2分の1以上であること
- ③ 前年度の工賃実績が、広島県に届け出た工賃の目標額以上であること
- ④ 広島県が作成する「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること

○ 目標工賃達成加算（Ⅱ）（59 単位／日）

次の①～④のいずれにも該当する場合

- ① 前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること
- ② 平均工賃が広島県最低賃金の3分の1以上であること
- ③ 前年度の工賃実績が、広島県に届け出た工賃の目標額以上であること
- ④ 広島県が作成する「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること

○ 目標工賃達成加算（Ⅲ）（32 単位／日）

次の①～③のいずれにも該当する場合

- ① 前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること
- ② 平均工賃が県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃以上であること
- ③ 広島県が作成する「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること

○ 目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を配置することにより、手厚い人員体制をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合

利用定員	報酬単価
定員 20 人以下	89 単位／日
定員 21 人以上 40 人以下	80 単位／日
定員 41 人以上 60 人以下	75 単位／日
定員 61 人以上 80 人以下	74 単位／日
定員 81 人以上	72 単位／日

9 推進体制

(1) 広島県障害者自立支援協議会の役割

広島県障害者自立支援協議会において、各年度の工賃実績や取組の状況を報告し、各専門分野における情報の共有及び普及を図り、本取組の内容について協議、助言、評価を行い、必要に応じて見直しを行うなどの取組の推進を図ります。

(2) 県の役割

県は、各事業所の「工賃向上計画」作成、推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上に対する取組」を策定し、平成29年度までに取り組む具体的な方策に従って県内事業所の支援を計画的に行います。

また、事業所が作成した「工賃向上計画」について、指導や助言を行い、事業所の取組み状況を把握します。

さらに、工賃向上には、官民一体となった取組が必要であることから、市町や企業、事業者団体、地域関係機関などの協力が得られるよう、連携を十分に行うこととします。

(3) 市町の役割

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町においては、地域づくりの社会資源として事業所を活用するなど、地域の事業所や企業等と連携してきめ細かな支援がなされるよう、市町の障害者自立支援協議会等を通じ、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援することとします。

(4) 事業所の役割

利用者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、すべての事業所が工賃向上のために主体的に取り組むことが重要です。このためには、事業所責任者の強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念、運営方針を示し共有していく必要があります。

各事業所においては、個々の抱える課題を明らかにし、これに基づき、工賃向上の実現に向けた計画を作成することとします。

また、必要に応じ県等の支援策を活用するとともに、関係機関等の協力を得ながら、工賃向上に向けた取組を積極的に行うこととします。